

交対協だより 4月号

福島県
福島県交通対策協議会
(事務局 福島県生活交通課)
令和8年4月23日

令和8年春の全国交通安全運動出動式開催！ ～ 4月3日(金) J R福島駅東口駅前広場 ～



◎ 運動のスローガン ◎

おまじない 自分を守る みぎひだり

□ 運動の重点 □

- ・ 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

□ 地域重点 □

- ・ 飲酒運転の根絶



4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間、令和8年春の全国交通安全運動が実施されるのに先立ち、4月3日(金)にJ R福島駅東口駅前広場で出動式を開催しました。

県警音楽隊の演奏や福島敬香保育園の園児による和太鼓披露のほか、新入学児童の2名が、内堀知事に交通安全の誓いを読み上げるなど、交通安全への機運が大いに高まる内容となりました。

～運動期間中の交通事故発生状況～ (4/6～4/15、県警調べ)

	R4	R5	R6	R7	R8
発生件数(件)	72	79	69	80	94
死者数(人)	0	5	1	1	1
傷者数(人)	80	89	82	103	119

- ・ 発生件数、傷者数は過去5年間で**最も多い**
- ・ 歩行中の子ども(小学生以下)の被害は無し
- ・ 自転車乗用中の傷者は9人(うち**ヘルメット非着用は6人**)
- ・ **飲酒運転**による交通事故発生**2件**、傷者数**2人**

○ 3月に発生・計上された死亡事故は7件7名でした。

死亡事故の内訳は、人対車両の事故が2件、車両相互の事故が3件、車両単独の事故が2件の計7件でした。前年同月比で1件の増加、本年1月から3月の累計では13件13名の死亡事故が発生しており、前年比3件4名の減少となりました。物件事故は減少しているものの、人身事故は依然として増加傾向にあり、引き続き交通事故防止対策を強化する必要があります

◎ 交通事故発生状況

(R8.3月末累計)

	発生件数		死者数				傷者数		物件交通事故	
			うち高齢者							
	3月	累計	3月	累計	3月	累計	3月	累計	3月	累計
令和8年	285件	844件	7人	13人	4人	8人	355人	1,046人	4,244件	11,932件
令和7年	275件	790件	7人	17人	4人	12人	324人	945人	4,016件	13,050件
増減数	10件	54件	0人	-4人	0人	-4人	31人	101人	228件	-1,118件
増減率	3.6%	6.8%	0.0%	-23.5%	0.0%	-33.3%	9.6%	10.7%	5.7%	-8.6%

◎ 地方振興局別交通事故発生状況

(R8.3月末累計)

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	高速道	合計
発生件数	165件	245件	82件	75件	7件	74件	185件	11件	844件
前年同期比	-6件	43件	13件	-6件	-3件	4件	2件	7件	54件
死者数	2人	4人	0人	2人	1人	1人	3人	0人	13人
前年同期比	0人	-1人	-2人	-4人	1人	0人	2人	0人	-4人
傷者数	199人	299人	104人	94人	8人	86人	240人	16人	1,046人
前年同期比	1人	49人	24人	1人	-3人	8人	9人	12人	101人

～5月は自転車安全利用強化月間です！～

ついに始まった自転車青切符！

※警察庁「自転車ルールブック」より

<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/rulebook.pdf>

令和8年4月1日から、自転車の交通違反にいわゆる青切符の適用が開始されました。自転車の交通ルールを再確認し、安全に利用することが目的ですので、普段自転車を利用する方も、しない方も、この機会に基本的な交通ルールをぜひ覚えてください。

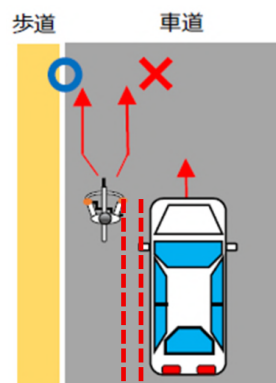
イヤホン運転・傘差し運転の禁止



イヤホンを付けて周囲の音が聞こえない状態での運転や、傘差し運転は禁止されています。周囲の音が聞こえない状態での運転は、他の交通の動きに気付かず、重大な事故に発展するおそれがあるほか、傘を差して片手運転の状態だとハンドルやブレーキの操作が難しくなり大変危険です。

※イヤホンについては、片耳での使用や骨電動型イヤホンなど、安全な運転に必要な音が聞こえる状態であれば違反になりません。

自転車の側方通過時のルール



自転車を運転していて他の車両が自分の右側を通過する際、自分と他の車両の間に十分な間隔がない場合は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

【自転車】安全な間隔がない
↓
左に寄る

【自動車】安全な間隔がない
↓
安全な速度で進行する

※自転車の右側を通過する車両も、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければなりません。

～交通ルールを守ってご安全に！～